

一般社団法人広島県助産師会 会計規則

2017.5.6 修正

1. 会費集金

①新入会員 初回の本部会費・入会金は広島県助産師会講座に振り込んでもらう。その後は出来るだけ早く「口座引き落とし」の手続きをしてもらう。

入金確認後、本部へ本部入会金と本部年会費を送金する。

(本部入会金 10,000 円、本部年会費 15,000 円、広島県会費 8,000 円、会館設立費 25,000 円、手数料 500 円 計 35,500 円)

②会費 会費は前年度 2 月に自動引き落としされる。本部より引き落とし出来なかった会員のリストが 3 月に会長のもとへ郵送でくる。未納者は電話で催促し、会費および手数料 500 円を広島県助産師会口座に振り込んでもらう。振込みを確認したらその都度本部へ本部会費 15,000 円送金する。

(本部年会費 15,000 円、広島県会費 8,000 円、振込みでの支払いの場合手数料 500 円)

2. 会議費

理事会の際、会議参加者に交通費（各役員に費用を確認）を準備し、手渡す。

3. 理事及び委員の旅費・宿泊費

以下の場合、交通費全額負担、宿泊費 1 泊 5000 円までとし必要時 3 泊まで支給する

①会長は代表者会議、中四国ブロック研修参加等。他役員は会長代理として出席する場合。

②3 部会（勤務・保健指導・助産所）の部会長が本部総会に出席する場合。

③理事が助産師会として必要と考えられる他団体の会議に出席した場合

④子育て・女性健康支援センターの相談員育成の為の研修に参加する委員

4. 交際費（会長が支払い後に会計に請求）

①他団体総会などに出席する場合、祝金として 10,000 円を出金する。

②本部総会お祝い金 10,000 円、中四国研修お祝い金 20,000 円を出金する。

③会長または代理が懇親会に参加する場合、交際費として負担する。

5. 弔慰費

1) 会員の死亡

①供花（10,000 円）。葬儀に間に合わない場合は、香典をお渡しする。

②本部連絡：弔慰費 15,000 円 支給、20 年以上の会員の場合は弔電(本部規定)を依頼する。

会費の自動引き落としを取り消す。

③退会後の会員でナイチンゲール表彰(県知事表彰)以上を受けた方には弔電を送る。

2) 会員の御夫君の死亡：弔電を送る。

6. 事業収入・支出

①研修会の参加費が口座への振込みの場合、適宜通帳記入にて入金確認し、研修参加受付担当者にその都度連絡する。

- ②講師謝礼と交通費の準備、領収の準備。
- ③参加者への領収書の発行（希望者のみ）
- ④領収書の整理をし、研修・イベントごとに収支報告書を作成。理事会にて報告する。

7. 会館設立費

平成 25 年度からの新入会員より 25,000 円徴収し、会館設備費定期預金口座に積み立てておく。
平成 25 年度以前の会館設備費未納者からは 30,000 円徴収。

8. 理事手当

会長手当 50,000 円

副会長・総務理事・財務理事・地区理事・監査 20,000 円

年度末に渡す。途中退任の場合は任期月数に応じて支給する。

9. 謝金

退任理事 会長 20,000 円×任期年数

副会長以下の理事 20,000 円 任期に関わらず一律

監事 20,000 円 任期に関わらず一律

10. 表彰費

①各表彰には表彰状を用意（表彰費として計上）

②高齢会員表彰 喜寿祝（77 歳）7,000 円

11. その他

会計年度は 3 月末日。4 月以降に税理士に会計報告書を作成してもらい、報告書をもとに収支報告書を作成。完成後なるべく早く監査前に理事に収支報告をメール配信。監査を受け、県総会で承認してもらう。

予算案は、2 月の理事会で承認をうける。

12. 会員の研修会参加奨励金

本部の各部会研修会に参加する会員に交通費などの補助をする

交通費上限 3 万円まで、宿泊費 1 泊 5,000 円を必要時 3 泊まで負担する